

北信州体操クラブ会員規約

第1条

[名称]

本クラブは「北信州体操クラブ」とする。

第2条

[事務局]

本クラブは、長野県中野市大字江部853番地に置く。

第3条

[目的]

本クラブは、スポーツを愛する不特定多数の方を対象に、体操の普及に関する事業を行う中で、個々の年齢や技術、目的等ライフステージに適した心身の発育推進及び健康増進と地域住民のコミュニティの場としてのスポーツ環境作りを図ることで、青少年の健全育成及びより豊かな地域コミュニティの実現を目指し、地域社会の活性化及び持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

第4条

[会員資格]

- 1) 本クラブの趣旨に賛同し、規約を承認したもの。
- 2) 健康状態が良好であること。
- 3) 北信州体操クラブの会員及びスポーツ保険に加入したもの。
- 4) コーチ推薦。

第5条

[入会手続き]

入会希望者は、所定の用紙に必要事項を記入の上、提出するものとする。

第6条

[運営費]

会員は、入会時に入会金、年会費及び毎年4月に年会費を納入しなければならない。

第7条

[月会費]

会員は、本クラブ指定の月会費、暖房費（灯油代11月～翌年4月まで）を納入しなければならない。

第8条

[割引等]

会員は、本クラブの割引等を受けることができる。ただし、申し込みが必要。

兄弟、姉妹割引 1名につき500円引き。

友達紹介割引 紹介して頂いて加入した場合、月会費を半額にすることができる。

年数割引 継続年数に応じて割引することができる。

第9条

【受講日時】

会員は、コース毎に定められた曜日・時間に受講することができる。

第10条

【休会】

会員は特別な理由がある場合、本クラブを休会することができる。休会希望者は所定の用紙に必要事項を記入の上休会前月の初回受講日までに提出しなければならない。

第11条

【退会】

会員は、本クラブを退会する場合、所定の用紙に必要事項を記入の上、退会前月の初回受講日までに提出しなければならない。

第12条

【会費等の不返還】

納入された運営費及び月会費(以下「会費等」という)は、理由の如何にかかわらず返還しない。ただし、本クラブの都合による場合はその限りではない。

第13条

【会費の滞納】

会員が正当な理由なく会費等の納入を怠った時は、受講を停止され、会員としての資格を失う。

第14条

【服装】

会員は、本クラブが指定したユニフォーム等を着用しなければならない。

第15条

【事故・ケガ等】

会員の健康は自己管理とし、本クラブ内における事故・ケガ等については、第4条3項により加入したスポーツ保険の範囲内とする。

第16条

【個人の金品管理】

個人の金品・荷物等は自己の管理とし、紛失、盗難等について本クラブは一切責任を負わない。

第17条

【休講日】

本クラブは、台風・地震等の異常気象及びその他特別な事情により、やむを得ず休講とする場合がある。

第18条

〔処分〕

本規約に反する等、会員としてふさわしくない、また本クラブの方針に賛同が得られない場合、本クラブ関係各位の意見を聞いた上で除名することができる。

第19条

〔引率〕

大会等で県外に出た場合、コーチの旅費（交通費、宿泊費）等を負担しなければならない。

第20条

〔規約の改定〕

本規約は、本クラブが必要と認めた場合に限り規約の改定を行うことができる。

第21条

〔その他〕

本規約に定めなき事項については、本クラブがこれを定める。

第22条

〔施行〕

本規約は平成29年5月1日より施行する。